

# こんにちは 家畜保健衛生所です

家保だより 令和5年2月

## 家畜伝染病予防法に基づく 定期報告書の提出 について

下記の表に掲げる家畜を所有する方は、毎年2月1日現在の飼養頭羽数等を、管轄の家畜保健衛生所に報告することとなっています。期限までに必ず提出してください。

なお、原本をご自身で保管していただく場合は、FAX・メールによる提出でも結構です。

様式は、奈良県公式ホームページ「家畜保健衛生所」よりダウンロードするか、家畜保健衛生所までお問い合わせください。

奈良県家畜保健衛生所

家畜保健衛生所/奈良県公式ホームページ

	小規模所有者	小規模所有者以外	報告期限
牛・水牛・馬	1頭	2頭以上	4月15日
鹿・羊・山羊・豚(ミブタ含む) ・いのしし	1～5頭	6頭以上	
鶏・あひる(アヒモ含む) ・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥	1～99羽	100羽以上	6月15日
だちょう	1～9羽	10羽以上	
必要な書類	◎ 基本情報 (動物種、頭羽数)	◎ 基本情報(動物種、 畜舎等の数、頭羽数) ◎ 飼養衛生管理基準の 遵守状況 ◎ その他添付書類	

奈良県家畜保健衛生所 業務第一課  
〒639-1123 大和郡山市筒井 600-3  
TEL 0743-59-1700/FAX 0743-59-1740

奈良県家畜保健衛生所 業務第二課  
〒639-2204 御所市南十三 152-1  
TEL 0745-62-2440/FAX 0745-62-8771

メールアドレス [kachiku-hh@office.pref.nara.lg.jp](mailto:kachiku-hh@office.pref.nara.lg.jp) (各課共通)